

社労士法人イージスの報酬額表

◎社労士法人イージスの委託

・事務委託手数料

内容

- 1、労働保険・社会保険などの行政機関への手続書類代行
- 2、上記に基づく関連文章の作成代行
- 3、相談・指導(適宜)
- 4、労働保険料の申告、納付手続き代行(徳山労働保険事務組合に入会が原則)
- 5、36 協定など労使協定等の締結、手続き代行

労働者数	月額事務手数料(別途消費税)
1～4人	10,000
5～9人	15,000
10～19人	20,000
20～30人	30,000
31人～	50,000

- * 契約の際には、業務委託契約書及び業務報酬表で協議の上、業務の詳細について書面にて契約します。
- * 労働者数はパート・アルバイトの場合 0.5 とカウントすることになります。

新規適用手続

従業員数	①社会保険のみ	②労働保険のみ	①②両方の場合
1～4人	30,000	15,000	35,000
5～9人	50,000	25,000	60,000
10～19人	70,000	35,000	80,000
20人～	1人につき 1,000 円加算	1人につき 100 円加算	応相談

- * 顧問契約中の会社は上記報酬の 2 分の 1 で対応します

労働保険年度更新 (個別契約の場合《事務組委託していない場合》)

1～4人	20,000
5～9人	30,000
10～19人	50,000
20～30人	70,000
31人～	応相談

社会保険(健康保険・厚生年金保険)算定基礎(顧問契約していない場合)

1～4人	15,000
5～9人	20,000
10～19人	30,000
20～30人	50,000
31人～	70,000

就業規則

	報酬額(税別)	報酬額(税別) * 顧問契約している場合
就業規則本則 (新規)	200,000~	150,000~
就業規則本則 (変更)	400,000	200,000
各種規程 新規(1 規程につき)	50,000	250,000
各種規程 変更(1 規程につき)	100,000	50,000

* 変更については、新旧対照表、条文についてのコメント等の作業につき、以上の価格にしています。

助成金申請

給付額	スポット	顧問契約
~500,000	着手金 20,000 + 受給額の 15%	受給額の 10%
500,000~1,000,000	着手金 50,000 + 受給額の 20%	受給額の 10%

* 上記は概算です

年金裁定請求

老齢年金、遺族年金の裁定請求	30,000 / 1人
障害年金の裁定請求	* 別途相談の上決定

人事評価制度 賃金制度の設計 など

社員100人未満の場合、コンサルタント料金として1回(2~3時間)につき 250,000

セミナー講師

1 時間につき 20,000(労務管理、年金、人事制度など)

その他 各種

相談 5,000 / 時間
給与計算 30,000 + (月給者 × 500)

その他の業務については、その都度協議のうえ決定します。
まずは、ご相談ください!!